

令和6年6月25日招集

第6回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和6年第6回狹山市農業委員会総会

令和6年6月25日（火曜日） 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定に係る届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 増田 棟 順
4番 渡邊 隆 夫	5番 堀口 一 男	6番 齋藤 栄 一
7番 森田 依見子	8番	9番 室岡 芳 浩
10番 清水 芳 則	11番 大野 博文	12番 下村 辰 次
13番 安藤 千 鶴	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	橋本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片岡 弘 幸	久保田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主幹 松川 郁子

農業委員会総会シナリオ

日時：令和6年6月25日（火） 午後 1時30分から

場所：市役所6階 農業委員会会議室（602会議室）

事務局 定刻になりましたので、これより令和6年第6回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料
- ・資料3 追跡調査について（一覧表：全委員、図面：地区に1部）

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- となります。宜しいでしょうか。

事務局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第6回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 【会長の挨拶】

※7月には追跡調査が実施されます。～その他省略～

事務局 ありがとうございました。それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

議 長 只今から、第6回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。今回は、議席番号5番 堀口委員と6番 齋藤委員にお願いします。これより議案の審議を行います。最初に第6回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 総会議案書の表紙をめくっていただき、地区別許可申請等一覧をご覧ください。農用地利用集積計画は、入曽地区2件、堀兼地区1件、奥富地区

3件、柏原地区1件で合計7件となっております

農地法第3条の申請は、0件です。

農地法第4条の申請は、水富地区1件ですが、只今、是正指導中であります。

農地法第5条の申請は、入間川地区1件、入曽地区4件、堀兼地区1件、奥富地区1件、柏原地区1件、水富地区1件で合計9件です。

農地法第18条の申請は、堀兼地区1件です。以上です。

議長 ありがとうございます。

議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員）、（筋野推進委員）、（内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。

議長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 資料1 総会議案書の1ページをお願いします。

今回の利用権設定は、7件、16筆、「田」が12,051㎡、「畑」が21,330㎡で合計33,381㎡です。権利関係は、所有権移転0件、賃貸借権6件、使用貸借権1件となります。それでは、詳細につきまして順次、説明してまいります。

1番

受人は、祇園に居住、渡人は、水野に居住。所在地は、大字水野字本堀 他1筆、地目は畑、面積は914㎡、権利は3年間の賃貸借権設定で、認定農業者となっています。

2番

受人は、祇園に居住、渡人は、水野に居住。所在地は、大字水野字本堀 他1筆、地目は畑、面積は4,104㎡、権利は5年間の賃貸借権設定で、認定農業者となっています。

3番

受人は、東京都東久留米市にを置く法人、渡人は、上赤坂に居住、法人が事業から撤退することを受けて、引き継ぐもので、作目は施設野菜です。所在地は、大字上赤坂字富士見ノ丘 他1筆、地目は畑、面積は7,094㎡、権利は10年間の賃貸借権設定で、法人は認定農業者となっています。

4番

受人は、下奥富に居住、渡人は、同一世帯で、農業者年金に係る経営移譲です。所在地は、大字下奥富字小袋 他5筆、地目は田1筆、畑5筆、面積は7,160㎡、権利は10年間の使用貸借権設定で、認定農業者となっています。

5番

受人は、上奥富に居住、渡人は、柏原新田に居住。所在地は、大字下奥富字原井、地目は田、面積は6,390㎡、権利は3年間の賃貸借権設定で、認定農業者となっています。

6番

受人は、下奥富に居住、渡人は、上奥富に居住。所在地は、大字上奥富字思川 他1筆、地目は田、面積は2,761㎡、権利は5年間の賃貸借権設定で、認定農業者となっています。

7番

受人は、所沢市星ノ宮に居住、渡人は、柏原に居住。所在地は、柏原字宮原、地目は畑、面積は4,958㎡、権利は5年間の賃貸借権設定で、認定農業者となっています。説明は、以上となります。

議長

説明が終わりました。これより審査を行いますが、5番につきましては〇委員の案件でありますことから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事への参与の制限を受けることになりますので、傍聴席に移動願います。

それでは、質疑を受け付けます。質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。〇委員は、自席へお戻りください。次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を前に、事務局から説明があるようですので、事務局の発言を認めます。

事務局

本件は、実家の老朽化に伴い、申請地と一体利用し自己用住宅建築する計画ではありますが、申請地には無許可の物置が建設されていたことから18日午前までに是正することを指導いたしました。結果、雨天ということもあったのかも知れませんが、期日までに農地への復旧は認められませんでした。復旧作業している事実もあることから、1カ月様子を見たいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。事務局は、保留が相当とのことですね。

事務局 はい。

議 長 質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を『保留』とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『保留』とします。地元委員及び事務局は、是正状況を確認し、来月総会に諮る締切日までに是正が確認できない場合には取り下げ指導を行ってください。次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 議案第3号1番について、審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字中向沢 外1筆、地目は畑、地積は490㎡です。
農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある はい
- ・ 500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
フォレスト歯科 梶田医院
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は住宅建設です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は 無
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条及び都市計画法29条第1項、同法34条12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第3号2番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市北入曾字上之原、地目は畑、地積は499㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
こいけ歯科医院 いるま野中学校
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は永年作物の作付けです。事業計画者は千葉県八千代市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法29条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員(多数)です。よって、本件を『許可』とします。次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第3号3番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字町屋道 外1筆、地目は畑、地積は351㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
いぶき山整形外科 こいけ歯科医院
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は川越市に居住する個人で、転用目的は自己用住宅建築です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。

また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法 29 条第 1 項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。次に整理番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第 3 号 4 番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曽字北流、地目は畑、地積は 3 0 0 m²です。

農地区分につきましては、

- ・ 1 0 h a 以上の集団性がある はい
- ・ 5 0 0 m 以内に公共公用施設が 2 以上ある はい
山王小学校 山王中学校
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから 3 0 0 m 以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第 3 種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は川越市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。

また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法 29 条第 1 項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手

総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。次に整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第3号5番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曽字町屋道 外2筆、地目は畑、地積は447㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
こいけ歯科医院 いぶき山整形外科クリニック
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ（上水のみ）
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は戸田市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。

また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法29条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。次に整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第3号6番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字新屋敷前 外1筆、地目は畑、地積は1294㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
馬島医院 あおやぎ歯科
- ・インフラの整備が進んでいる はい

- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は市内で自動車修理等を行っている法人で、転用目的は自動車修理工場建設です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法29条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員(多数)です。よって、本件を『許可』とします。次に整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第3号7番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字刈畑、地目は畑、地積は188㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集約性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は市内でキャンピングカーの買取・販売の事業を行っている法人で、転用目的は社員用駐車場です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・代替性は 適

- ・目的実現性は 適

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。次に整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第3号8番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字下並木 外1筆、地目は畑、地積は2900㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は市内に居住する個人で、転用目的は農地改良です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。次に整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第3号9番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字八木前、地目は畑、地積は491㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
西武入間病院 狭山特別支援学校
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ（上水道のみ）
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は市内に居住する個人で、転用目的は農地改良です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は 無
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法29条、同法34条12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。議案第4号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。このことについて、事務局に説明を求めます。

事務局

本件は、果樹を栽培していた東洋ビーネット㈱と落合氏との間で締結していた賃貸借権の設定について、その期間内において契約を解約するものですが、双方の合意が得られている案件であります。合意が得られない場合は、県の調停等を経て、許可を要するものとなります。

議 長

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。次に、報告事項に移ります。事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局

資料2をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、1件1筆、地目「田」

面積1,020㎡で、相続によるものです。なお、あっせんの希望はございません。次に農地法第4条の規定による届出は、1件1筆、地目「畑」面積415㎡、転用目的は住宅敷地です。次に農地法第5条の規定による届出は、2件3筆、地目「畑」面積866㎡、転用目的はすべて住宅敷地です。

説明は、以上となります。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑はないようです。続けて、事務局から説明をお願いします。

事務局 1点目は、追跡調査についてご説明いたします。このことにつきまして、昨年度に許可となった3、4、5条の案件につきまして、目的通り供されているか否かを毎年確認するものです。日程は事務局にて定めましたが、都合の悪い地区がございましたら、話合いの上、決定した日程を事務局までご連絡ください。また、車の定員が4人であることから、堀兼地区におきましては、人員の調整もお願いいたします。

2点目は、利用状況調査についてご説明いたします。このことにつきましては、農地法第30条の規定に基づき、農地の利用状況を毎年調査するものです。対象は担当地区内の全農地、期間は7月25日（木）から8月30日（金）までとし、9月5日（木）までに報告していただきます。この際、必要となる図面、カメラ、確認表につきましては、第7回農業委員会総会終了時にお渡しいたします。暑い時期の調査で大変ではございますが、健康に留意の上、宜しくお願いいたします。

最後に、『みどりの羽』についてご説明いたします。このことにつきましては、埼玉県農業会議より依頼を受けたもので、希望額は500円／人とのことであります。賛同いただけましたら、積立金より充当いたします。以上です。

議長 説明がおわりました。ご意見、ご質問はございますか。無いようですので、宜しくお願いいたします。体調には十分に気を付けて、行ってください。その他について、委員から何かありますか。無いようですので、これをもちまして、第6回狭山市農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。